

文化の香り高いふるさと富山の創造に向けて 富山県民文化条例を制定



富山県民文化条例が平成8年9月27日に公布・施行されました。この条例は、ゆとりと豊かさが実感できる「文化の香り高いふるさと富山」が創造されることをめざして、文化の振興に関する基本理念や施策の基本となる事項を明らかにするものです。

制定の意義

今日、県民の生活意識が「物の豊かさ」に加え「心の豊かさ」を求めるようになると、文化の振興に寄せられる期待がますます高まっています。本県には、先人の遺産として受け継がれた優れた伝統文化があるほか、新しい文化も次々に創造されています。また、地域の特色ある文化施設の整備も進み、様々な催しが数多く開催されるようになりました。特に今年には、「いのちとくらし」とやまマンガ大絵巻」をテーマに第11回国民文化祭とやま'96が県内一円で開催され、音楽や演劇、舞踊など多彩な文化の祭典が繰り広げられるなど、県民の文化に対する関心がこれまでになく高まりを見せています。これらを踏まえ、富山県民文化条例の制定によって文化の振興に関する施策を総合的、計画的に推進することとしています。



基本理念

富山県民文化条例は、次の四つを基本理念としています。

- ①文化の振興は、ア、県民の文化活動を通じた心の豊かさの追求が支援されること イ、地域文化の創造活動が促進されること ウ、これらを通じて活力ある地域社会が形成されることによつて、「文化の香り高いふるさと富山」が創造されることを旨として、県民とともに行われるものとする。
- ②文化の振興にあたっては、文化の担い手が一人ひとりの県民であることから、県民の自由な文化活動が尊重されなければならないこと。
- ③地域の文化遺産は、県民が誇りを持つことができる共通の財産として将来の世代に引き継がれるものとする。
- ④国際文化交流は、それが国際相互理解及び文化の発展に資することから、積極的に推進されるものとする。



県民の自主性および創造性が発揮されるよう十分配慮しつつ、県民が文化に親しみ、文化を生活に生かし、文化を創造することができるような諸条件の整備に努めることを施策の基本方針としています。

このほか、施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めることや、市町村及び民間団体等に対しては必要な援助ができること、文化の振興に関する調査研究、文化の振興に功績のあった者または優良な事例の顕彰に努めることを明らかにしています。

④文化の場の整備、文化交流の促進等
⑤文化に関する情報の収集・提供、文化に関する産業の振興等
また、これらの施策を総合的、計画的に推進するため、富山県民文化計画を策定するほか、文化の振興に関する基本的事項について調査審議するため、富山県文化審議会を設置することとしています。

文化振興施策の 基本方針と概要

- ①芸術文化、伝統文化および生活文化等の振興
- ②国際文化交流および環日本海文化交流の推進
- ③文化活動の担い手の育成、文化活

県では、今後、文化の担い手である県民の皆さんとともに、この条例に基づき文化の振興を図り、ゆとりと豊かさが実感できる県民生活の実現に努めていきます。

